特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	妊産婦、または乳幼児の健康増進に関わる事務 基 目評価書	礎項

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤枝市は、好産婦、または乳幼児の健康増進に関わる事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤枝市長

公表日

平成27年9月18日

I 関連情報

1 因连伸取						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	妊産婦、または乳幼児の健康増進に関わる事務					
②事務の概要	・母子保健法に基づき、妊産婦の妊娠届出の事務、また・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び母子保健法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。 ①妊産婦または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨(母子保健法第10条)②新生児の保護者への訪問、指導の実施(母子保健法第11条)③乳幼児への健診の実施(母子保健法第12条)④妊娠届出の管理(母子保健法第15条)⑤母子健康手帳交付の管理(母子保健法第16条第一項)⑥妊産婦に対して、必要な訪問指導を実施する(母子保健法第17条第1項)⑦保健指導を受けることの勧奨を実施する(母子保健法第17条第2項)					
③システムの名称	1. 保健総合システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
妊娠届出情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1 49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号および同法別表第二 (情報提供の根拠) 番号法別表第二 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 70の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部健やか推進局健康推進課					
②所属長の役職名	健康推進課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号 藤枝市役所 総務課					
8. 特定個人情報ファイル・	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒426-0078 静岡県藤枝市南駿河台1-14-1 藤枝市保健センター(健康推進課)					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実) されている。	項目評価書		重点項目記	平価書又は全項	3) 基礎項目評価	i書及び i書及び	
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネ	ドットワークシスラ	「ムを通じ	た入手を除く	(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの	委託				[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	T報提供ネットワー	クシステム	xを通じた提供	を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接	続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	ている <u>ている</u>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[]	外部監	<u></u> 査
9. 従業者に対する教育・日	各						
従業者に対する教育・啓発	[-	ト分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	ている

変更箇所

一		立事業の記載	· 王化《司书	ARR CLUMA NO	49 June 40 July 7 7 54 00
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅰ 関連情報 評価実施機関における担当部 署 ①部署 Ⅰ 関連情報	健康福祉部健康推進課	健康福祉部健やか推進局健康推進課	事後	
1	I 関連情報 評価実施機関における担当部 署 ② 近屋 上の 心聯タ	健康推進課長 増田治美	健康推進課長	事後	
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目-1,2	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	VI リスク対策		様式改定に伴う全項目追加	事後	